

川崎市から市税に関するお知らせ



年度の途中で退職した場合の 市民税・県民税・森林環境税の 納付方法は？

給与所得者の特別徴収分の税額は、6月から翌年の5月まで
毎月の給与から差し引かれます。
年度の途中で退職後、給与から差し引くことができなくなった
分は、原則、**ご自宅に納付書をお送りしますので、金融機関等
で納付してください。**



詳しくはこちらをご覧ください。
車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) 第3期納期限 **11.2月**

川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム
～令和8年9月に開館15周年を迎えました～

©Fujiko-Pro

市税の納付方法は？

口座振替やスマートフォン決済アプリでの納付、専用
サイトでのクレジットカード納付等をぜひご利用ください。



詳しくはこちらをご覧ください。
車内の携帯電話の
ご利用マナーにご協力ください。

納付の呼びかけについて(電話・SMS)

「川崎市納税お知らせセンター」から、電話で納付の呼びかけを行っています。
また、電話が繋がらなかった方には、SMS(ショートメッセージサービス)により
携帯電話へご連絡いたします。
なお、メッセージにはURL・添付ファイルなどはありません。

お問合せ先: 財政局収納対策課
電話: 044-200-3868 FAX: 044-200-3909

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行: 財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907